

2017年1月6日

株式会社安江工務店

代表取締役社長 安江 博幸

問合せ先： 専務取締役 山本 賢治 電話番号 052-223-1100 (代)

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「すべてのお客様に安らぐ『住まい』を提供する」をミッションとして掲げ、また、「企業は社会の公器である」との理念のもと、健全で持続的な成長により、お客様、株主、取引先等、あらゆるステークホルダーに対し社会的信頼に応えていくことを企業経営の基本的使命と位置づけ、企業価値の向上に努めるとともに、会社業務の執行の公平性、透明性及び効率性の確保に努めてまいります。

このため、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し有効に機能させることが不可欠であると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー（情報開示）」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレート・ガバナンスコードにおける5つの基本原則を実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
安江 博幸	492,800	52.40
安江 行彦	160,800	17.10
安江 久樹	106,400	11.31
安江 将寛	56,000	5.95
安江 かおり	46,400	4.93
安江工務店従業員持株会	35,600	3.78
安江 紀江	12,000	1.27
山本 賢治	9,600	1.02
印田 昭彦	6,800	0.72
奥田 勇	6,000	0.63

支配株主名	安江 博幸
	安江 行彦
	安江 久樹

親会社名	該当事項はありません。
親会社の上場取引所	該当事項はありません。

補足説明

該当事項はありません。

3. 企業属性

上場予定市場区分	東京証券取引所 J A S D A Q 名古屋証券取引所第二部
決算期	1 2 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との間に取引が発生する場合には、一般株主をはじめとするステークホルダーからみて、不当な利益与・享受を行っているとの疑義を持たれることがないよう、当社との関連を有さない第三者との取引における通常の一般取引と同様の条件であることを前提として、取締役会にてその妥当性・合理性を討議した上で判断し、少数株主の権利を保護することに努めております。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
時田 光一郎	他の会社の出身者					△						
中浜 明光	公認会計士								△			
滝 一廣	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
時田 光一郎	✓	昭和47年4月株式会社東海銀行（現・株式会社三菱東京UFJ銀行）に入行後、支店長を歴任し、平成11年5月に同行を退社しま	金融業界及び監査法人、コンサル会社等における豊富な経験から、財務及び会計、企業経営に関する相当

		<p>した。</p> <p>同行は当社の取引銀行でありませんが、同氏が勤務した支店での取引はない上、同氏の同行退社後17年が経過していることから、独立性の問題はないものと判断いたします。</p>	<p>程度の知見を有しており、監査等委員として適任と考えられ、当社の監査体制の強化に適していると判断し社外取締役として選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。</p>
中浜 明光	✓	<p>昭和46年4月監査法人丸の内会計事務所（現・有限責任監査法人トーマツ）に入所し、平成25年12月に同法人を退所しました。</p> <p>当社は会計監査業務を同法人に依頼しておりますが、同氏は担当の公認会計士ではなく、監査等にも一切かかわっておりません。したがって独立性の問題はないものと判断いたします。</p>	<p>公認会計士の資格を有し、監査法人において豊富な経験から、財務及び会計に関する適切な助言・提言が得られるため、監査等委員として適任と考えられ、当社の監査体制の強化に適していると判断し社外取締役として選任しております。</p> <p>また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。</p>
滝 一廣	✓	<p>該当事項はありません。</p>	<p>長期にわたるインテリア業界の経験から、業界における相当程度の知見を有しており、適切な助言・提言が得られるため監査等委員として適任と考えられ、当社の監査体制の強化に適していると判断し社外取締役として選任しております。</p>

			また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じる恐れがない者と判断し独立役員として選任しております。
--	--	--	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	—	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
----------------------------	----

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

他部署に属する使用人に兼務で監査等委員会の職務を補助させております。 なお、当該使用人の異動については監査等委員会の同意が必要となります。
--

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社は有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。</p> <p>監査等委員会は、当社の会計監査人及び内部監査部門は有効かつ効率的に監査を実施するため、各監査計画や監査実施状況について適宜情報交換を実施し、情報の共有に努めております。</p> <p>具体的には、内部監査室が原則月1回内部監査を実施したのちに、その結果を踏まえて監査等委員との間で情報交換を行っており、また半年に1回、三社間でミーティングを実施し、連携を図っております。</p> <p>また、こうした取り組みにより、監査等委員会の機能を有効に活用しながら、経営に対する監督機能の強化を図っております。</p>
--

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役3名全員を独立役員として届出いたします。なお、3名の社外取締役・独立役員は全員が監査等委員である取締役です。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

当社では、業績向上や企業価値増大に対する意欲や士気を高めることを目的として、社内取締役3名に対しストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員
-----------------	-----------

該当項目に関する補足説明

社内取締役、及び従業員に対し、企業価値向上を図り、業績向上に対する意欲・士気を高めることを目的としたインセンティブプランとしてストックオプション制度を導入しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。
監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役の報酬等は、それぞれ上限額で開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により監査等委員でない取締役及び監査等委員である取締役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。監査等委員でない各取締役及び監査等委員である各取締役の報酬額は、監査等委員でない取締役については取締役会で決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会の協議にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に対しては、取締役会における決議案件や重要な報告に対する監督・助言を資するため、事業サポート部長が事前に議案等をメール送信し、十分な情報提供を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(a) 取締役会

当社は、取締役6名で構成される取締役会において、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事等に関する意思決定を行っております。取締役会は原則毎月1回の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を開催しております。

(b) 監査等委員会

当社の監査等委員会は取締役（業務執行取締役等であるものを除く）1名及び非常勤取締役2名（社外取締役）で構成し、毎月1回開催し、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査等委員は取締役会その他の重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査室及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。

(c) 幹部会

当社は、取締役会の意思決定に基づく課題及び戦略について情報連携、相互牽制ならびに意思統一を図る機関として、すべての取締役と各事業部の事業部長等で構成する幹部会を設置しております。代表取締役社長は原則毎月1回の開催に加え適宜、幹部を招集し幹部会を開催しております。

(d) 内部監査室

当社は、代表取締役社長直轄の独立した内部監査室を設け、内部監査室職員2名が内部監査を実施し、代表取締役社長に対して結果報告しております。代表取締役社長は、監査結果の報告に基づき、非監査部門に対して改善を指示、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また内部監査室と監査等委員会、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

(e) コンプライアンス委員会

当社は、社長をコンプライアンス統制の実施責任者とし、内部監査室長をはじめとする各部門長を実施責任者として構成するコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会では、適正なリスク管理体制の構築によるリスクの未然防止及び危機時の損失抑制を目的として、定期的にリスク状況の報告を受けて常時リスクを把握するとともに、リスク管理体制の不断の見直しを行っております。原則として四半期ごとの開催とし、必要に応じて臨時委員会を開催します。

(f) 内部通報窓口

当社は、内部通報制度運用規程を制定し、従業員等から組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談・通報窓口を監査等委員会ならびに内部監査室に設置しております。また、取引業者からの同様の相談・通報窓口として事業サポート部購買管理課に取引業者ホットラインを設けて、コンプライアンス統制の実効性を高めるよう努めております。

(g) 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査の一環として当社の内部統制の整備、運用状況について検証を受け、内部統制の状況に関する報告を受けております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員との当社の間には、特別な利害関係はありません。

(h) 弁護士

社外の弁護士と適宜連絡できる体制をとっており、そのネットワークにおいて会社運営における法的な

問題に関して必要に応じ助言と指導を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査等委員会設置会社であり、全員が社外取締役である監査等委員会を経営の意思決定機能を持つ取締役会の構成員とすることで、経営の監視機能を強化しております。

また、当該社外取締役である監査等委員は、全員が独立役員として指定されており、会社の業務執行が経営者や特定の利害関係者の利益に偏らず、適正に行われているか監査できる立場を保持しております。これにより、十分な経営の監査・監督機能を確保し、適切なコーポレート・ガバナンスの実現が可能かつ有効に発揮できるものと判断しており、現状の体制が適切であると考えております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、株主総会の招集通知については、早期発送に努めるとともに、当社ホームページへの掲載を行う予定としております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催にあたっては、より多くの株主にご参加いただけるよう、集中日を回避した日程の設定に留意いたします。
電磁的方法による議決権の行使	今後の検討事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後の検討事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	外国人株主の構成割合により、今後の検討事項と考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	今後、ディスクロージャー基本方針を定め、投資やホームページに掲載することによって公表を行う予定です。	

個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向け説明会の実施する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を実施	定期的に開催する予定です。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページに I R サイトを設け、決算滋養法、有価証券報告書、四半期報告書、適時開示資料等を掲載する予定です。	
IR に関する部署(担当)の設置	取締役事業サポート部長を責任者として、必要に応じて各部署と連携を図りながら実施し、I R 活動を行ってまいります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はコンプライアンス管理規程において、当社のステークホルダーにして健全で良識ある行動規範を規定しており、それぞれの立場を尊重することを義務づけております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	当社は各拠点における毎月 1 回の地域清掃活動を実施しており、また地域社会の保安を目的に「こども 110 番の店」として愛知県警察へ登録しております。引き続き社会貢献の一環として、積極的に取り組んでいく予定です。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、顧客、株主、従業員、協力業者等、当社のステークホルダーに対して、適時適切に会社情報を提供することが重要であると認識しております。そのため、当社ホームページ及び適時開催予定の会社説明会等を通じて情報提供を行う予定です。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「すべてのお客様に安らぐ「住まい」を提供し一生涯のおつきあいをする」という企業ミッションのもと、公正な企業活動により社会的使命を果たすため、当社の業務の適正性を確保する体制として、平成 28 年 3 月 31 日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を定める決議を行っており、現在、その基本方針に基づき内部統制システムの整備及び運用を行っております。その概要は次のとおりです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令および定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、

企業ミッションをはじめ、経営理念、コンプライアンスに関する行動指針・規程等を定め、当該規程等に則り各取締役および各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。

- (2) 当社は、コンプライアンス推進のため、コンプライアンス管理規程を制定し、この規程に定める事項の実施について責任を負う「実施統括責任者」を社長とし、「運営統括部門」を内部監査室とする。実施統括責任者は必要に応じて「実施責任者」を指名し、実施責任者は内部監査室長を始めとする各部門長とする。
- (3) 当社は、コンプライアンスを全社に浸透させる組織としてコンプライアンス委員会を設置し、四半期に1回の割合でコンプライアンス委員会を開催する。
- (4) 当社は、各部門の業務執行におけるコンプライアンスの実践状況や内部管理体制等の監査等を行うため、内部監査室が実施する監査等の結果について、取締役会および監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。
- (5) 当社は、内部通報制度運用規程を制定し、役員および使用人が社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気が付いたときは、設置した窓口（ホットライン）に相談・通報することにより、それを未然に防止し、早期発見できるよう内部通報制度を運用する。かかる制度では、社内通報者または社外通報者（取引業者等）に対して不利益が生じないことを保障する。
- (6) 監査等委員会は、独立した立場から当社の内部統制システムの整備・運用状況を調査し、必要に応じてその改善を促す。
- (7) 業務部門から独立した当社の内部監査室は、当社の内部統制システムの整備・運用状況を監査し、必要に応じてその改善を促す。
- (8) 当社は、反社会的勢力との関係については、「反社会的勢力に対する対応マニュアル」に則り、一切の関係を持たず、介入等に対しては毅然とした態度で臨むものとする。また、警察等外部機関とも連携を保ち、幅広く情報を収集するとともに、不当要求は断固排除する。
- (9) 当社は、財務諸表の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制の有効性を評価・報告する体制を整備し運用する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

- (1) 法令および「文書管理規程」に基づき、文書等（電磁的記録を含む。）の保存を行う。
- (2) 情報の管理については、「情報システム管理規程」、「営業秘密管理規程」および「個人情報保護規程」等により対応する。
- (3) 当社は、会社の重要な情報開示に関連する規程を整備し、法令等または取引所の諸規則等の要求に従い開示すべき情報が適正、適時かつ公平に開示される体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、対応するためのリスクマネジメント・シス

テムを構築するため、リスク管理規程を制定し、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。

- (2) 危機発生時には企業価値の毀損を極小化するため、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、対応策等危機管理にあたる。事業リスクについて業務を担当する取締役のほか形態別事業リスク所管部門長は、自己の担当領域についてのリスク管理体制を構築する責任と権限を有する。また、このクライシスマネジメント（緊急時における対応行動）の所管を事業サポート部とする。
- (3) 内部監査室は、内部統制に関する全社的整備状況の監査を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定例の取締役会を毎月開催するほか、必要に応じ適時臨時に開催し、経営上の重要な項目についての意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督する。
- (2) 取締役会付議事項および経営の基本方針に基づく全社戦略について、審議、決定するために、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および常勤の監査等委員または選定監査等委員が出席する幹部会議を毎月開催する。

5. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の配置については、監査等委員会との協議のうえ、監査等委員会の意向を尊重して具体的な内容（組織、人数等）を決定することとする。

6. 前号の取締役および使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人の独立性ならびに監査等委員会の当該取締役および使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役および使用人は、当該指示については専ら監査等委員会の指揮命令に服することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないこととする。
- (2) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、懲戒を含む評価については、監査等委員会の事前承認を得て決定することとする。

7. 当社の取締役および使用人等が当社の監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の代表取締役および業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- (2) 当社の代表取締役および業務執行を担当する取締役および使用人等は、以下に定める事項について、発見またはその恐れがある場合に速やかに監査等委員会に対して報告を行う。
 - ① 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの
 - ② 会社に著しい損害および利益を及ぼす恐れのある事実

- ③ 取締役の職務執行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性もしくは発生した場合はその事実、当社の内部監査室が実施した監査の結果、関係部門の担当者あるいは調査・対応チームが取り纏めた報告書の内容
 - ④ 企業倫理に関する内部通報窓口および「パワハラ等」に関する相談窓口に対する通報の状況
- (3) 監査等委員会が必要と判断した情報については、当社の取締役および使用人等に対し、報告を求めることができる。
- (4) 監査等委員会に報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止する。

8. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 全監査等委員のうち、過半数は社外取締役とする。
- (2) 常勤の監査等委員または選定監査等委員は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、幹部会議などの重要な会議に出席するとともに、当社の主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人にその説明を求めることとする。
- (3) 監査等委員会は、内部監査室長から内部監査についておよび会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていく。
- (4) 代表取締役と各監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つこととする。
- (5) 取締役は、監査等委員会の職務の執行にあたり、監査等委員会が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、市民社会にとって秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる団体との関係を遮断し、被害を防止するための「反社会的勢力に対する対応マニュアル」を制定、各店舗に配布し、設置しております。

マニュアルに定める対応方法については、所管部署を事業サポート部として、当社の主要な会議（全体会議や幹部会議等）や、拠点ごとに実施しているミーティングなどの機会を利用し、定期的にその内容の周知徹底を図っております。また、財団法人暴力追放愛知県民会議にも加入し、情報収集を行い、社内でも情報を共有しております。

なお、取引先については、新規取引開始時に上記マニュアルに基づき外部調査機関を用いた情報収集を行い、事前にチェックを行った上で「反社会的勢力と関係がないことを報告する確認書」を受領し、反社会的勢力ではないことを確認しております。また、取引先との間で締結する契約書では、取引先が

反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を設けておりません。

V. その他

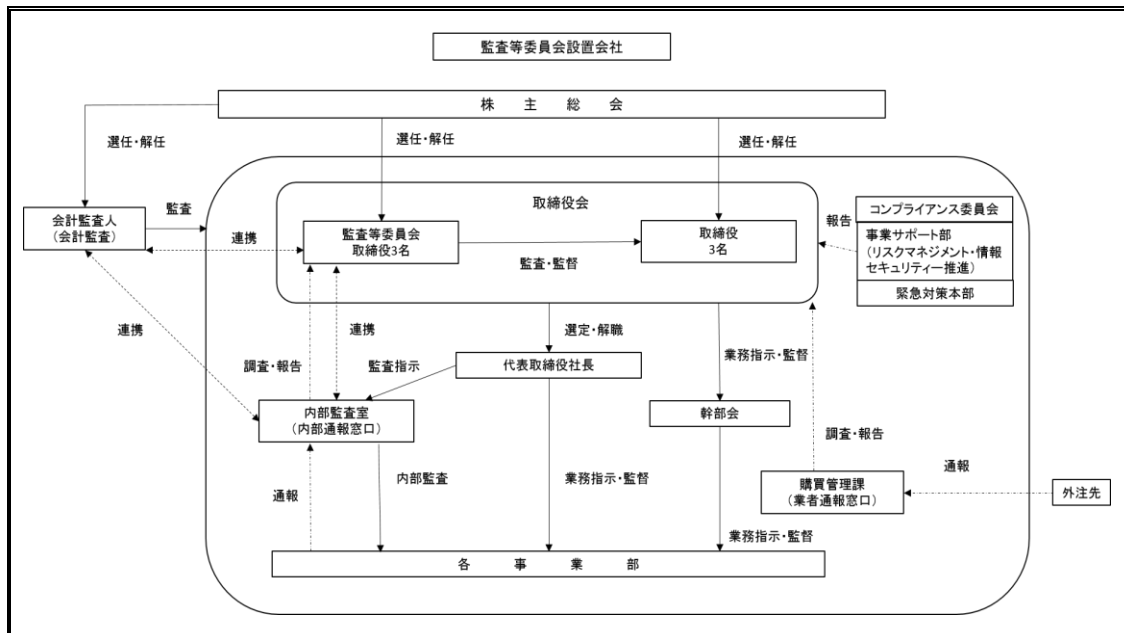
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

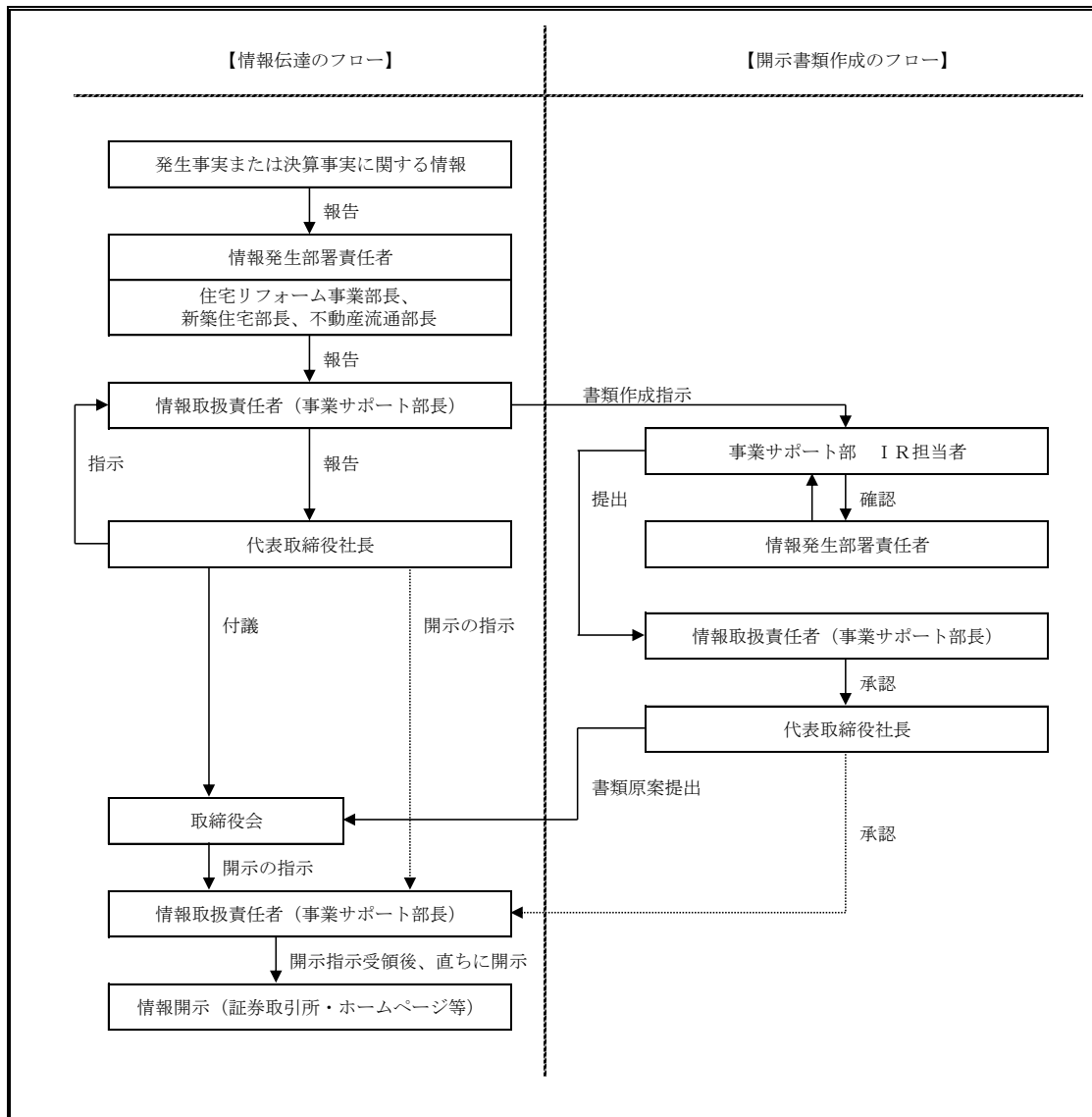
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、適時適切な情報開示及び説明責任を果たすことは経営の透明性、公正性を高めるうえで非常に重要であると考えており、コーポレート・ガバナンスの観点からも重要であると認識しております。そのため、株主等に理解を深めていただけるよう会社情報については、その開示を積極的に行っていくとともに、社員に対する周知・啓蒙についても積極的に行う所存です。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上